

議案第5号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成20年3月5日

沖縄県教育委員会

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の課」を「次の班」に、「庶務課」を「総務班」に、「教科研修課」を「教科研修班」に、「教育経営研修課」を「教育経営研修班」に、「理科研修課」を「理科研修班」に、「特別支援教育課」を「特別支援教育班」に、「産業教育課」を「産業教育班」に、「IT教育課」を「IT教育班」に改め、同条第2項中「庶務課」を「総務班」に、「他課」を「他班」に、「教科研修課」を「教科研修班」に、「教育経営研修課」を「教育経営研修班」に、「「こころの電話」」を「教育相談（障害のある幼児、児童及び生徒に係るものを除く。）」に、「理科研修課」を「理科研修班」に、「特別支援教育課」を「特別支援教育班」に、「心身障害児」を「障害のある幼児、児童及び生徒」に、「産業教育課」を「産業教育班」に、「IT教育課」を「IT教育班」に改める。

第3条第2項中「次の課」を「次の班」に、「庶務課」を「総務班」に、「資料課」を「資料班」に、「奉仕課」を「奉仕班」に改め、同条第3項中「庶務課」を「総務班」に、「他課」を「他班」に、「資料課」を「資料班」に、「奉仕課」を「奉仕班」に改める。

第4条の2第1項中「次の課」を「次の班」に、「庶務課」を「総務班」に、「調査課」を「調査班」に改め、同条第2項中「庶務課」を「総務班」に、「他課」を「他班」に、「調査課」を「調査班」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 博物館・美術館に、副館長を置く。

2 副館長は、上司の命を受け、館長を補佐し、当該教育機関の事務を整理する。

第9条を次のように改める。

第9条 総合教育センターに、教職研修総括及び学校支援総括を置く。

2 教職研修総括は、上司の命を受け、教科研修班、教育経営研修班及び特別支援教育班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。

3 学校支援総括は、上司の命を受け、理科研修班、産業教育班及びIT教育班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。

第9条の2を次のように改める。

第9条の2 次の表の左欄に掲げる教育機関の班に、班長を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

教育機関名	職務
総合教育センター（総務班に限る。）、図書館及び埋蔵文化財センター	上司の命を受け、班の事務を処理するとともに、班の事務について所長及び館長を補佐する。
総合教育センター（総務班を除く。）及び博物館・美術館	上司の命を受け、班の事務を処理する。

第16条中「もつて」を「もって」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

総務課

1 件名

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

平成 20 年度より学校を除く教育機関について、組織のフラット化及び班制を導入すること等に伴い、関係条項の改正を行う必要がある。

3 改正案の概要

(1) 班制の導入に伴って、課を廃止し、新たに班を設置（第 2 条、第 3 条、第 4 条の 2、第 9 条の 2、第 9 条の 3）。

(2) 組織のフラット化に伴って、副所長及び副館長を廃止するとともに、新たに総括の職を設置（第 9 条）。

(3) 規則の施行は、平成 20 年 4 月 1 日とする。

4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

5 添付資料

(1) 新旧対照表

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(総合教育センター) 第2条 沖縄県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）に、次の班を置く。 <u>総務班</u> <u>教科研修班</u> <u>教育経営研修班</u> <u>理科研修班</u> <u>特別支援教育班</u>（特別支援教育センター） <u>産業教育班</u>（産業技術教育センター） <u>I T教育班</u>（I T教育センター） 2 総合教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。 <u>総務班</u> (1)～(4) 略 (5) <u>他班の所掌に属さない事務</u>に関すること。 <u>教科研修班</u> (1)～(5) 略 <u>教育経営研修班</u> (1)～(6) 略 (7) <u>教育相談（障害のある幼児、児童及び生徒に係るものを除く。）</u>に関すること。 (8)・(9) 略 <u>理科研修班</u> (1)～(5) 略 <u>特別支援教育班</u>（特別支援教育センター） (1)・(2) 略 (3) <u>障害のある幼児、児童及び生徒に係る教育相談、検査、就学及び訓練並びに指導に関すること。</u> (4)～(6) 略 <u>産業教育班</u>（産業技術教育センター） (1)～(6) 略 <u>I T教育班</u>（I T教育センター） (1)～(7) 略</p>	<p>(総合教育センター) 第2条 沖縄県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）に、次の課を置く。 <u>庶務課</u> <u>教科研修課</u> <u>教育経営研修課</u> <u>理科研修課</u> <u>特別支援教育課</u>（特別支援教育センター） <u>産業教育課</u>（産業技術教育センター） <u>I T教育課</u>（I T教育センター） 2 総合教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。 <u>庶務課</u> (1)～(4) 略 (5) <u>他課の所掌に属さない事務</u>に関すること。 <u>教科研修課</u> (1)～(5) 略 <u>教育経営研修課</u> (1)～(6) 略 (7) <u>「このころの電話」</u>に関すること。 (8)・(9) 略 <u>理科研修課</u> (1)～(5) 略 <u>特別支援教育課</u>（特別支援教育センター） (1)・(2) 略 (3) <u>心身障害児に係る教育相談、検査、就学及び訓練並びに指導に関すること。</u> (4)～(6) 略 <u>産業教育課</u>（産業技術教育センター） (1)～(6) 略 <u>I T教育課</u>（I T教育センター） (1)～(7) 略</p>

(図書館)

第3条 略

2 図書館に、次の班を置く。

総務班

資料班

奉仕班

3 図書館の所掌事務は、次のとおりとする。

総務班

(1)～(5) 略

(6) 他班の所掌に属さない事務に関すること

資料班

(1)～(3) 略

奉仕班

(1)～(3) 略

(埋蔵文化財センター)

第4条の2 沖縄県立埋蔵文化財センター（以下「埋蔵文化財センター」という。）に、次の班を置く。

総務班

調査班

2 埋蔵文化財センターの所掌事務は、次のとおりとする。

総務班

(1)～(5) 略

(6) 他班の所掌に属さない事務に関すること。

調査班

(1)～(7) 略

第8条 博物館・美術館に、副館長を置く。

2 副館長は、上司の命を受け、館長を補佐し、当該教育機関の事務を整理する。

第9条 総合教育センターに、教職研修総括及び学校支援総括を置く。

2 教職研修総括は、上司の命を受け、教科研修班、教育経営研修班及び特別支援教育班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。

3 学校支援総括は、上司の命を受け、理科研修班、産業教育班及びIT教育班の

(図書館)

第3条 略

2 図書館に、次の課を置く。

庶務課

資料課

奉仕課

3 図書館の所掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

(1)～(6) 略

(6) 他課の所掌に属さない事務に関すること

資料課

(1)～(3) 略

奉仕課

(1)～(3) 略

(埋蔵文化財センター)

第4条の2 沖縄県立埋蔵文化財センター（以下「埋蔵文化財センター」という。）に、次の課を置く。

庶務課

調査課

2 埋蔵文化財センターの所掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

(1)～(6) 略

(6) 他課の所掌に属さない事務に関すること。

調査課

(1)～(7) 略

第8条 総合教育センター、図書館及び埋蔵文化財センターの課に、課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課の分掌事務を掌理する。

第9条 総合教育センター、図書館、博物館・美術館及び埋蔵文化財センターに、副所長又は副館長（以下「副所長等」という。）を置く。

2 副所長等は、上司の命を受け、所長等を補佐し、当該教育機関の事務を整理する。

事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。

第9条の2 次の表の左欄に掲げる教育機関の班に、班長を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

教育機関名	職務
総合教育センター（総務班に限る。）、図書館及び埋蔵文化財センター	上司の命を受け、班の事務を処理するとともに、班の事務について所長及び館長を補佐する。
総合教育センター（総務班を除く。）及び博物館・美術館	上司の命を受け、班の事務を処理する。

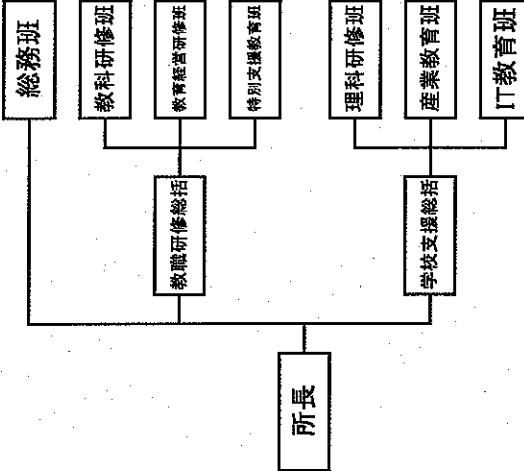
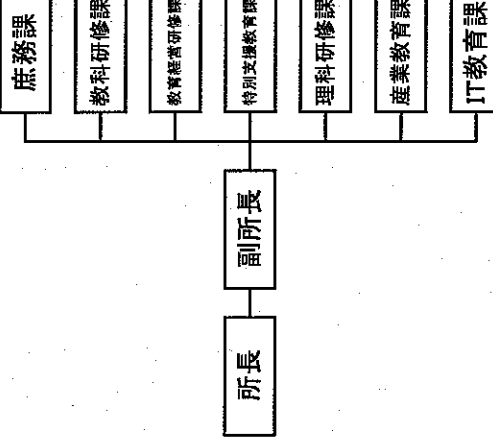
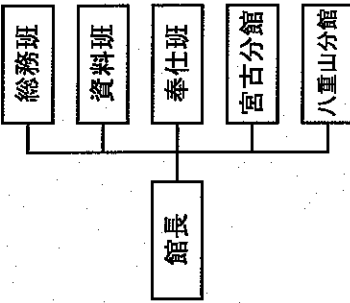
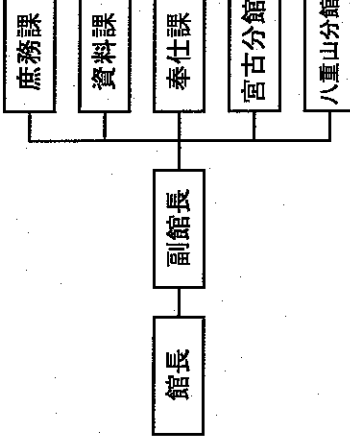
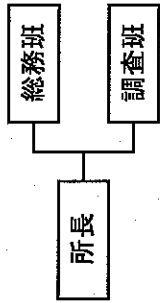
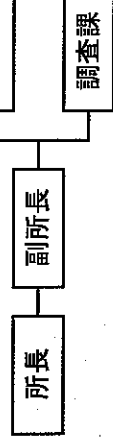
第16条 第7条から前条までに規定する職には、それぞれ当該職の置かれる組織の名称を冠したものをもつて当該職の名称とする。

第9条の2 博物館・美術館の班に、班長を置く。

2 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務を処理する。

第16条 第7条から前条までに規定する職には、それぞれ当該職の置かれる組織の名称を冠したものをもつて当該職の名称とする。

<教育機関>

所 属	改編後の組織	改編前の組織	職の改廃について
総合教育センター			<p>所長は、統括監級の職として変更なし 副所長を廃止し、教職研修総括及び学校支援総括を設置。尚総括は、本庁課長級の職課長を廃止し、班長を設置</p>
図書館			<p>館長を、統括監級から本庁課長級の職へ変更 副館長及び課長を廃止し、班長を設置</p>
埋蔵文化財センター			<p>副所長及び課長を廃止し、班長を設置</p>